



2026年7月31日

各位

A b a l a n c e 株 式 会 社

代表取締役社長 柳瀬 重人

(コード番号：3856 東証スタンダード)

問合せ先：人事総務本部 IR・広報部副部長 内田 晋

電話：03-6810-3028 (代表)

改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ

当社は、2026年1月30日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、特別注意銘柄に指定されました。

このため、当社は、当該指定を厳粛に受け止め、内部管理体制等の抜本的な改善を図るため、改善計画・状況報告書において改善計画（以下「本改善計画」といいます。）を策定し、本日付で株式会社東京証券取引所へ提出いたしましたので、別添のとおり公表いたします。

本改善計画の策定にあたっては、外部専門家の知見及び助言も踏まえながら、実効性及び継続性を重視した改善施策を取りまとめました。また、本改善計画は、2026年3月10日付「代表取締役及び取締役の辞任を含む 取締役の異動（新経営体制）内定に関するお知らせ」等でお知らせしていた策定方針の内容とは異なるものではありませんが、当社及びグループ会社の実態を踏まえ、当社が現実的かつ着実に実行し得る改善施策を具体的に記載しております。

当社は、本改善計画に基づき、経営監督機能の強化、グループガバナンスの再構築、内部統制体制の強化、コンプライアンス意識の向上及び財務報告プロセスの適正化等の諸施策を着実に実行し、その進捗状況について継続的なモニタリングを行うことで、内部管理体制等の改善及び再発防止の徹底に努めてまいります。

株主の皆様、お取引先様をはじめ、投資家、市場関係者その他すべてのステークホルダーの皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

当社役職員一同は、本改善計画を確実に実行し、皆様からの信頼回復及び企業価値の向上に全力を尽くしてまいりますので、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

改善計画・状況報告書

Abalance 株式会社

2026 年 7 月 31 日

目次

I.	経緯	1
1.	過年度決算訂正の概要	1
2.	過年度決算訂正に至った経緯	1
(1)	監査等委員による調査	1
(2)	第三者委員会の設置	2
(3)	レビュー結論の不表明	5
(4)	検証委員会の設置	6
(5)	特別注意銘柄への指定	9
(6)	調査委員会の設置	10
II.	原因分析	12
1.	不適正開示等の発生原因の分析	12
(1)	「経営トップへの権限の集中」に関する外部委員会の意見と当社の見解	12
(2)	経営陣のコンプライアンス・ガバナンス意識に関する外部委員会の意見と当社の見解	13
(3)	「当社経理部門の著しい脆弱性」に関する外部委員会の意見と当社の見解	13
(4)	「監査等委員会の牽制機能の欠如」に関する外部委員会の意見と当社の見解	15
(5)	「内部監査機能の欠陥」に関する外部委員会の意見と当社の見解	15
(6)	「グループガバナンス体制の不備」に関する外部委員会の意見と当社の見解	16
(7)	「IR体制の脆弱性」に関する外部委員会の意見と当社の見解	17
(8)	「取引先に関する危機管理体制の脆弱性」に関する外部委員会の意見と当社の見解	17
III.	改善措置	18
1.	再発防止に向けた全社的な改善措置（実施済みのものを含む）	18
(1)	情報の共有・検証体制の整備と海外事業の管理強化	18
(2)	経営体制の抜本的刷新	20
(3)	新経営トップのメッセージ発信とコンプライアンス教育（一部実施済み）	23
(4)	監査等委員会の牽制機能の発揮（一部実施済み）	24
(5)	内部監査機能の強化	25
(6)	経理部門の体制強化	27
(7)	IR体制の強化	28
(8)	その他の再発防止に向けた改善措置	30
2.	業務プロセスレベルの改善措置（実施済みのものを含む）	32
(1)	各種会計処理の適正化に向けた業務の見直し	32
(2)	関連当事者取引の把握・管理体制の見直し	35
(3)	グループ会社の管理体制の強化	36
(4)	コンプライアンス・ガバナンス関連の規程・マニュアルの見直し	38

(5) 取引先に関する危機管理体制の強化	39
IV. 改善措置の実施スケジュール	41
V. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識	47

I. 経緯

1. 過年度決算訂正の概要

当社は、2025 年 8 月 12 日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、2024 年 3 月 13 日の監査等委員会による有償支給取引に係る調査報告書及びそれに伴う有価証券報告書の訂正について再調査し、併せてその他の取引について精査する必要があると判断し、2025 年 9 月 2 日に第三者委員会を設置いたしました。

その後、2025 年 12 月 17 日に第三者委員会より「調査結果報告書」を受領し、再発防止策の提言を受けました。当社は、この提言が客観的にみて公平かつ十分な調査のもと行われたとはいえないものであったと認識し同報告書における個別の案件も含め、更なる詳細な検証を進めたうえで適切な再発防止策を講じる必要があると認識し、2026 年 1 月 8 日に検証委員会を設置いたしました。

また、2026 年 4 月 27 日付「元連結子会社の会計処理等に関する調査委員会設置のお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は、会計監査人である有限責任中部総合監査法人（以下「中部総合監査法人」といいます。）より、当社及び 2025 年 3 月 31 日付で当社と合併した元連結子会社 Abit 株式会社（以下「Abit 社」といいます。）に関し、過去（2019 年 6 月期及び 2020 年 6 月期）に売上計上された取引の会計処理について疑義がある旨の指摘を受け、事実関係を調査するため、2026 年 4 月 27 日に外部専門家で構成される調査委員会を設置いたしました。

当社は、2025 年 12 月 17 日付「第三者委員会の調査結果報告書公表に関するお知らせ」、2026 年 2 月 26 日付「検証委員会の検証報告書公表に関するお知らせ」及び 2026 年 7 月 3 日付「調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、これらの調査結果を踏まえ、当局の指導の下、関連する会計処理を過年度に遡って訂正する必要があると判断し、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表等を訂正し、過年度の有価証券報告書及び四半期報告書並びに半期報告書の訂正報告書を関東財務局長へ提出する予定です。本訂正に際しては、過年度において重要性のなかった未修正事項の訂正も併せて行う予定です。

決算訂正による過年度有価証券報告書及び過年度決算短信並びに業績への影響額は確定次第、別途お知らせいたします。

2. 過年度決算訂正に至った経緯

(1) 監査等委員による調査

当社のグリーンエネルギー事業を営む連結子会社である WWB 株式会社（以下「WWB」といいます。）において、2023 年末から 2024 年初にかけて、工事業者（以下「A 社」といいます。）と進めていた宮城県大和・大衡太陽光発電所プロジェクトにおける追加工事費用の請求が発生した（当社は、本請求費用は不当請求として支払う必要がないと判断しておりました。）ことを契機に、当該プロジェクトの取引内容

の妥当性が社内外で問題視されるに至りました。また、同時期に A 社会長から当時の会計監査人であるアスカ監査法人に対して、循環取引等を疑わせる内容の通報文書が提供されました。

こうした状況を受け、当社は 2024 年 1 月 17 日に自主的に内部調査委員会を設置し、その後、同年 1 月 22 日に同委員会の検証内容を引き継ぐ形で、監査等委員会が正式に調査を開始いたしました。

委員の構成は以下のとおりです。

委員長：社外取締役 本間 勝

委 員：社外取締役 日下部 笑美子

委 員：社外取締役 六川 浩明

監査等委員による調査においては、当初 A 社との間の循環取引が主たる調査対象とされていましたが、調査の過程で、WWB が 2022 年に A 社へ行った太陽光パネルの販売が循環取引にあらず、「有償支給取引」に当たる可能性が指摘され、同取引の会計処理が中心的な論点となっていきました。

2024 年 3 月 13 日に提出された監査等委員による調査報告書においては、有償支給取引に関する不適切な会計処理が認められたものの、経営陣や営業部門が不正を直接指示したと認められる証拠は得られなかったこと等を理由として、意図的な「不正」（粉飾）によるものではなく「誤謬」に起因するものであると結論付けられました。

これを受け、当社は 2024 年 3 月 14 日付で不適切会計が「誤謬」であったとする適時開示を行うとともに、第 23 期第 1 四半期（2022 年 6 月期第 1 四半期）から第 25 期第 1 四半期（2024 年 6 月期第 1 四半期）に係る有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

(2) 第三者委員会の設置

①設置の経緯

「(1) 監査等委員による調査」で記載のとおり、当社は 2024 年 3 月 14 日に行った過年度決算訂正において、有償支給取引に係る不適切な会計処理の原因を「誤謬」として公表いたしました。2025 年 5 月 27 日より証券取引等監視委員会開示検査課による本件有償支給取引の会計処理に関する立入検査が行われ、2025 年 8 月 6 日からは事情聴取が開始されました。

2025 年 8 月 3 日、証券取引等監視委員会開示検査課より、国本社長が呼び出しを受け、第三者委員会の設置にかかる示唆を受けました。当該示唆を受け、同日、国本社長は、第三者委員会の設置をする旨、証券取引等監視委員会開示検査課に対して回答しました。国本社長は、2025 年 8 月 12 日に臨時取締役会を開催し、当社と利害関係を有しない外部専門家のみを委員とする第三者委員会の設置を事後的に決議し、2025 年 9 月 2 日に委員の選定を決定いたしました。

②第三者委員会の調査の概要

第三者委員会は、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠して設置いたしました。

委員の構成及び委嘱事項等は以下のとおりです。

・委員の構成

委員長：本澤 順子（弁護士）

委 員：小黒 健三（公認会計士）

委 員：田中 貴一（弁護士）

・委嘱事項

(1) 以下の事実関係に関する各調査

① 監査等委員会による 2024 年 3 月 13 日付調査報告書に関する再調査

② 大和町太陽光発電所に係る減損及び申請書類に対する調査

③ 関連当事者取引に関する調査

(2) 類似事象の有無の調査

(3) 上記(1)及び(2)による当社の連結財務諸表等への影響額の算定

(4) 上記(1)記載の事実が生じた原因究明と再発防止策の提言

(5) その他、委員会が必要と認めた事項

・調査期間

2025 年 9 月 2 日から 2025 年 12 月 8 日まで

・調査方法

(1) 関係資料の収集、閲覧及び検討

(2) デジタル・フォレンジック

(3) 関係者に対するヒアリング

(4) アンケートの実施

当社は、2025 年 12 月 17 日に第三者委員会より「調査結果報告書」を受領し、同日付でその内容を公表いたしました。

③本調査の調査結果（第三者委員会の見解）

第三者委員会の調査結果報告書においては、2024 年 3 月 14 日に行った過年度決算訂正において対象となった有償支給取引の不適切な会計処理について、監査等委員会が結論づけた「誤謬」ではなく、取締役 CEO であり実質的に経営トップであ

った龍潤生（以下、「龍」といいます。）を含む経営陣が明確に不正を指示した証拠はないものの「通常の管理担当者であれば容易に識別し得たにもかかわらずこれを見逃したような「重過失」も不正に該当し得る」との前提に立ち、「不正」であるとの見解が示されました。

また、同報告書の中では、不適切会計の発生原因や当社の組織的な問題点として、主に以下の事項が指摘されました。

- ・実質的な経営トップであった龍への権限集中と企業風土
龍への過度な権限集中により、コンプライアンスを軽視するリスク感度の低い企業風土が存在していたこと。
- ・関連当事者取引の管理不備
関連当事者取引を網羅的に把握する体制が構築できておらず、関連当事者取引の妥当性・合理性の検討も十分に行われていないこと。
特に、龍が当社に対する第三者割当増資の払込期日直前に、WWB から払込額を上回る多額の貸付（290 百万円）を受けており、また当該貸付について、WWB 取締役会では借入目的等の実質的な審議が行われず議事録のみが作成され、利益相反取引としての適切な手続きや有価証券報告書における適切な開示がなされていなかったこと。
- ・海外子会社等に対する管理体制の不備
グループの売上の大半を占める海外事業に関する情報が龍に集中し、親会社として実効的な牽制・管理体制を構築できておらず、海外子会社の実態が「ブラックボックス」となっていたこと。

また、有償支給取引等の個別の問題点として、以下が指摘されました。

- ・WWB の営業部門に対する継続的な資金繰り及び予算達成のプレッシャー等から、WWB の 7 件の有償支給取引に関して、本来計上するべきではない売上高及び売上原価を計上しており、これらが「不正」であったこと。
- ・また、上記の有償支給取引に関する不適切な会計処理を「誤謬」として開示したこと。
- ・グループの資金繰りが逼迫する中で、金融機関から融資を引き出すために、実態と異なる金額や内訳に修正した取引先名義の請求書を作成・提出したこと。
さらに日本取引所自主規制法人からの照会に対し、不合理な回答を行うなど不適切な対応をしたこと。
- ・2025 年 3 月期における大和町太陽光発電所の固定資産の減損検討において、売電時期及び売電単価に関して過度に楽観的で不適切な仮定（見積み）を用いて、減損損失の計上を回避したこと（ただし、結果として売電時期及び売電単価を保守的に見積もったとしても、減損損失を計上する必要はなかったこと）。
- ・大和大衡案件の FIT 認定失効に関連して、バックデートでの土地賃貸借契約書

を締結し、またその内容が虚偽であると疑われるような対応を行ったこと。

- ・ 2025 年 3 月期の有価証券報告書等において、FIT 失効により金融機関の割賦債務が期限の利益喪失事由に該当していたため、当該債務の全額（2,363 百万円）を短期債務として計上し、遅延損害金（130 百万円）及び弁済手数料（361 百万円）を費用計上すべきであったこと。
- ・ 関連当事者取引に関して、近親者及び重要な子会社の役員が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社に対する海外子会社株式の譲渡等、複数の関連当事者取引において、有価証券報告書等での注記漏れが生じていたこと。

(3) レビュー結論の不表明

当社は、2026 年 1 月 13 日付「2026 年 3 月期半期報告書のレビュー結論不表明に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の会計監査人である中部総合監査法人より 2026 年 3 月期半期報告書の中間連結財務諸表について結論を表明しない旨の期中レビュー報告書を受領しました。同報告書で指摘された期中レビューにおける結論不表明の内容は、以下のとおりです。

（監査人の結論）

当監査法人は、第三者委員会の調査結果報告書の提出を受け、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている Abalance 株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、Abalance 株式会社及び連結子会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

（結論の不表明の根拠）

追加情報（不適切会計処理に関する第三者委員会の調査結果報告書の受領及び社内検証の状況について）に記載されているとおり、会社は、過去の有償支給取引に関する不適切な会計処理等の疑義を解明するため、2025 年 9 月 2 日に外部専門家からなる第三者委員会を設置し、2025 年 12 月 17 日に第三者委員会から調査報告書を受領しており、その内容を公表した。当該調査の結果、連結子会社における有償支給取引の

会計処理 について、資金繰りや予算達成のプレッシャーを背景とした、意図的かつ組織的に行われた不正な会計処理であったと評価されており、これらの根本原因としては、経営陣のガバナンスへの理解の不十分さ、コンプライアンス意識の鈍磨、コンプライアンスの認識が不足している企業風土にあると評価された。

当監査法人は、上記の第三者委員会の調査結果を踏まえた監査対応を図ったものの、再発防止策の策定と実行も完了しておらず、会社の自主的な第三者委員会の調査結果報告書の検証作業が未了である。そのため、当該自主的な検証の結果、新たな虚偽表示が識別された場合には、中間連結財務諸表に重要かつ広範な影響を及ぼす可能性があるが、当監査法人は、当該自主的な検証について監査手続を完了できず、当中間連結財務諸表の修正が必要となる事象の有無について十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった。

以上から、当監査法人は、中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる証拠を入手することができておらず、かつ、未発見の虚偽表示がもしあるとすれば、それが中間連結財務諸表全体に及ぼす可能性のある影響が、特定の中間連結財務諸表項目及び注記に限定されず、重要かつ広範であると判断した。その結果、当中間連結財務諸表に修正が必要であるかどうかについて判断することができなかった。

(4) 検証委員会の設置

①設置の経緯

当社は、2025 年 12 月 17 日に受領・公表した第三者委員会による「調査結果報告書」において、再発防止策の提言を受けました。当社は当該提言に沿って再発防止策を策定することを検討しましたが、そもそも当該調査は、調査対象者に対するヒアリングが不十分である、意見が適切に反映されないなど、客観的にみて公平かつ十分な調査ではなかったと認められたこと、同報告書の記載に感情的かつ攻撃的な表現が含まれていたこと、また、断定的な評価を含む記載について、その根拠となる事実や証拠の摘示を欠く箇所があったこと、指摘された個別の事象が当社の会計処理及び開示に与える影響の分析・特定が十分になされていなかったこと等、適切な調査・分析が行われたとは言い難い部分があるとして、個別の問題点も含め、詳細に検証を進めたうえで適切な再発防止策を講じる必要があると認識いたしました。

当社の経営の再構築及びステークホルダーの皆様からの信頼を取り戻すために必要な施策として、2025 年 12 月 25 日開催の取締役会において検証委員会の設置を決議し、2026 年 1 月 8 日に同委員会を設置して検証を実施いたしました。

②検証委員会の調査の概要

検証委員会は、当社と利害関係を有していない独立した外部専門家により構成さ

れ、以下の体制及び目的で調査が行われました。

- ・委員の構成

委員長：郷原 信郎（弁護士）

委 員：大下 良仁（弁護士）

委 員：藤井 寿（公認会計士・弁護士）

- ・検証の目的

(1) 2025 年 12 月 17 日に当社が開示した第三者委員会報告書全文に対する内容
の検証及びその総括

(2) 取締役等各人の責任調査の実施

(3) コンプライアンス・ガバナンス強化に関する提言

(4) 本件を受けての新経営陣の陣容、組織の在り方に対する提言

(5) その他上記に関連する業務

- ・調査期間

2026 年 1 月 8 日から 2026 年 2 月 20 日まで

当社は、2026 年 2 月 20 日に検証委員会より「検証報告書」を受領いたしました。
また、2026 年 3 月 2 日には同委員会より「取締役等の責任及び新経営体制の在り
方に対する提言」を受領いたしました。

③本調査の調査結果（検証委員会の見解）

検証報告書においては、第三者委員会に対して第三者委員会報告書完成稿（実名
版）並びに第三者委員会報告書記載の事実認定及び会計に関する見解についての根
拠資料の提供を求めたものの、協力を拒絶されており、その点に関して以下の見解
が示されました。

- ・ Abalance の第三者委員会が、第三者委員会報告書の提出をもって「第三者委
員会委員長としての職務」は完了したものと主張し、その後一切の対応をしな
いというのは、第三者委員会の設置の目的（委託契約の委託事項でもあ
る。）、受任者の報告義務（民法 645 条）及び弁護士の報告義務（弁護士職
務規程第 36 条、同第 44 条）に照らしても疑問であること。
- ・ 第三者委員会が実施したヒアリングについては、対象者から秘密保持の厳守を
確約した上で協力を受けたものであることについて、第三者委員会によるヒア
リングは徹底的な守秘のもと行われるべきであること、ヒアリング対象者の意
向を尊重すべきことはいうまでもないが、第三者委員会以外の者が一切検証不
能な調査結果を報告したとしても無意味であり、このような調査結果を会社や

ステークホルダーが甘受することは困難であること。

- ・第三者委員会が Abalance に対して提出する調査報告書（委託契約書に基づく成果物である。）自体が匿名版のみで良いとする定めはなく、第三者委員会の委託業務が完全に履行されたとも言い難いこと。

さらに、今回の「Abalance 株式会社第三者委員会」も、日弁連ガイドラインに準拠して設置されたことを明記しており、一般的な「第三者委員会」として設置されたものと解されますが、調査結果報告書の内容は、いくつかの面で、通常の第三者委員会の報告書とは大きく異なっていることが指摘され、総論として以下のような指摘がなされました。

- ・調査の対象とされた複数の問題について、客観的な事実記載においては不可欠な時系列の整理が適切に行われていないこと。
- ・「誤謬ではなく不正会計（粉飾）」との結論が示されているが、この「不正」が、「誰」の「どのような行為」を指しているのかが判然とせず、結局のところ、第三者委員会報告書は、同社に「不正」「粉飾」というレッテルを貼っているだけで、その根拠はほとんど示していないといわざるを得ないこと。
- ・当社において第三者委員会の設置に先立って行われた監査等委員会の調査報告書との関係に関して、第三者委員会報告書の記述内容は、調査対象事項についての「事実認定」とそれに基づく「評価」よりも、監査等委員会の調査報告書に対する「批判」を通して「誤謬ではなく不正」との結論を導くことに主眼が置かれており、第三者委員会の調査において、「不正か誤謬か」が論点とされること自体ほとんど例がなく、そのような立論自体に問題があるといわざるを得ないこと。
- ・加えて、「重過失＝不正」が「会計上の慣行」であるとの「独自の見解」を当然の前提として、有償支給取引の会計処理が「不正」であること、監査等委員会の調査が誤りであることの根拠としていることからすると、第三者委員会には、当初から「誤謬ではなく不正（粉飾）」の結論を導こうとする強い意図があったと考えざるを得ないこと。

一方で、検証委員会による調査の結果においても、当社のガバナンスには以下の重大な問題点があることが改めて指摘されました。

- ・権限集中と企業風土

筆頭株主であり長年 CEO を務めていた龍を中心に事実上の権限が集中していたこと及びそれに起因するコンプライアンス・ガバナンス軽視の企業風土が存在したこと。

- ・管理体制の不備

適切な会計処理や、取引管理、適時開示を行うための体制が構築されていなか

ったこと。

- ・牽制機能の欠如

監査等委員会の牽制機能が欠如していたこと。

- ・海外事業のブラックボックス化

グループの売上の大半を占める海外子会社に対する牽制・管理体制に重大な不備があったこと。

また、第三者委員会の調査結果報告書で指摘された個別の問題点については、主に以下のような指摘がなされました。

- ・WWBの有償支給取引に関して、「重過失」がある場合も広義の「不正」に該当し得るという会計上の慣行は存在せず、また「重過失」と認定した根拠も外形的な事実の指摘が大部分であり「不正」ではないこと。
- ・金融機関の融資に関して、日本取引所自主規制法人に対する「当初回答」が信用できるとする根拠はほとんどないにもかかわらず、「当初回答」の方に信用性があるとの判断を示したことにより、「訂正後回答」は虚偽との判断が示されていること。
- ・2025年3月期の有価証券報告書等において、金融機関と2024年12月13日付けで期限の利益に関する覚書を締結しており、2025年7月15日まで一括弁済（期限の利益喪失の運用）は猶予されており、期限の利益喪失に関する開示の必要はなかったこと。
- ・龍が当社の第三者割当増資のために払い込んだ資金が、WWBからの借り入れによって得た資金であったこと。

これらの問題点を踏まえ、検証委員会からはコンプライアンス・ガバナンス改善のための方策として、龍の当社経営からの完全な離脱を含む「経営陣及び監査等委員会の刷新」、会社分割等による海外部門の切り離しを伴う「海外子会社の取扱いの見直し」及び「監査等委員会の監督機能の強化」といった、抜本的な組織改革の提言を受けました。

(5) 特別注意銘柄への指定

2026年1月30日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求」にて公表しましたとおり、投資家が適切な投資判断を行うにあたっての前提となる半期報告書の中間連結財務諸表に添付される期中レビュー報告書の監査人の結論が結論不表明となり、また、企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反したと認められ、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められることから、株式会社東京証券取

引所より 2026 年 1 月 31 日付で当社株式は特別注意銘柄に指定されました。

(6) 調査委員会の設置

①設置の経緯

当社は、2026 年 4 月 21 日、会計監査人である中部総合監査法人より、当社及び 2025 年 3 月 31 日付で当社と合併した元連結子会社である Abit 社の過去（2019 年 6 月期及び 2020 年 6 月期）の収益認識に関し、実態のない法人に対する売上計上及び不良債権に係る会計処理への疑義があるため、事実関係を調査する必要があるとの指摘を受けました。

当社は、当該指摘を踏まえ、事案の解明並びに調査の客観性及び透明性を確保するため、外部の専門家による客観的かつ独立した立場からの調査が必要であると判断し、2026 年 4 月 27 日、調査委員会を設置し、上記会計処理に係る調査を委嘱いたしました。

②調査委員会の調査の概要

調査委員会は、当社と利害関係を有していない独立した外部専門家により構成され、以下の体制及び目的で調査が行われました。

・委員の構成

委員長：平井 太（弁護士）

委 員：大橋 大輔（公認会計士）

・調査の目的

(1) 当社が 2019 年に発注元である社団法人から「lpwa 管理システムプロトタイプ構築作業」を 3,000 万円（税抜）で受注し、その構築作業を外注先に 2,700 万円（税抜）で外注したとされる取引（以下「本件取引」といいます。）の実態解明

(2) 当社グループの IT 事業における本件取引の類似事案等の有無の調査

(3) 前記(1)及び(2)が当社の連結財務諸表に与える影響額の算定

・調査期間

2026 年 4 月 27 日から 2026 年 6 月 29 日まで

当社は、2026 年 6 月 30 日に調査委員会より「調査報告書」を受領いたしました。

③本調査の調査結果

調査報告書においては、本件取引について、主に以下の調査結果が示されました。

- ・ 本件取引の主要な社外関係者に対するヒアリングが実現しなかったこと等の任意調査の限界により、本件取引の実態解明には至らなかったこと。
- ・ もっとも、発注者とされた社団法人が実在せず、契約関係の成立の前提を欠くと認められること、取引内容が曖昧・不明確であり取引内容や発注主の変遷にも不自然な点が多いこと、契約書や仕様書等の取引内容を客観的に検証しうる資料が存在しないこと等から、本件取引は経済実態を伴うものとは認められず、本件取引による売上計上等は不適切な会計処理であったこと。
- ・ 他方、担当役員において本件取引が経済実態を伴わないことを認識したうえで敢えて売上計上を推し進めたといった事実は認定できず、本件取引による売上計上が意図的な不正処理であると断ずるには至らなかったこと。
- ・ 件外調査の結果、調査対象期間（2019年6月期から2025年3月期まで）においてIT事業及びAbit社で計上された売上取引については、本件取引以外に取引の実態に疑義のある取引は検出されなかったこと。
- ・ 本件取引が当社の連結財務諸表に与える影響は、連結損益計算書における損失20万円の過大計上であること。

また、調査報告書においては、本件取引に関連して、当社が対応すべき問題点として主に以下の指摘がなされました。

- ・ 受注案件・取引の登録に際し、契約書の締結や取引先の実在性の確認がなされないまま社内システムへの登録がなされる等、当時の社内審査が不十分であったこと。
- ・ 本件取引に係る資金の回収を担当役員に求めるに当たり、その法的根拠についての事前の検討が不十分であったこと。
- ・ 本件取引に関して当時社内では実施された調査について、その結果を取りまとめた議事録・報告書等の記録が作成・保存されておらず、調査結果の総括が適切に実施されていなかったこと。

II. 原因分析

1. 不適正開示等の発生原因の分析

(1) 「経営トップへの権限の集中」に関する外部委員会の意見と当社の見解

第三者委員会の調査結果報告書によりますと、当社で 2016 年より取締役を務め、また筆頭株主である龍は経営判断について広範な範囲にわたり決定権を有しており、権限が集中する状態が継続していたとされています。

一方検証委員会による検証報告書によりますと、取締役であるほか、筆頭株主である龍の意向・方針や、役職員が龍を過度に付度することによる「思考停止」というべき状況があったとされています。

すなわち、両委員会によれば、当社のコンプライアンス・ガバナンス意識が希薄であることや、役職員の「思考停止」は、コンプライアンス・ガバナンス意識が希薄である龍への権限の集中に原因があったと分析されております。

しかしながら、当社においては、2020 年以降、上場会社としての一切の業務を光行社長、岡田社長、国本社長が、国内事業（WWB）を増田社長、笹生社長及び国本社長が、国内ファイナンス管理業務を担当役員が、それぞれ中心となって担当し、龍は取締役として海外事業を中心に対応しており、これまでの当社の経営判断について龍にすべての権限が集中しているという実態はありませんでした。また、当社は、毎週月曜日には経営会議又は業務連絡会を開催し、情報共有の場として運営してきました。

当社は、こうした当社の実態を踏まえ、改めて意思決定手続の問題点の分析を行いました。その結果、問題の本質は「龍への権限の集中」ではなく、当社グループの重要情報を組織として共有・検証する体制の整備が十分になされていなかった点にあると認識いたしました。すなわち、当社の意思決定において、各事業を統括する役員がそれぞれ保有する情報を組織的に共有し、経営陣全体として適切に分析する機能が十全に機能しない場面があり、その結果、不適正開示等のコンプライアンス・ガバナンス上の不備が生じたと考えられます。また、当社の事業を立ち上げ、長年にわたり推進してきた龍と他の役職員との間に、当社グループ全体の事業構造に関する理解度に著しい乖離があったことも、情報の共有・検証に支障が生じた一因であると考えられます。上記のような両委員会の指摘は、龍への権限の集中を過大に評価した結果であると認識しております。

そのため、両委員会の指摘する「龍への権限集中」の是正は、特定個人の処遇によってではなく、その問題の本質である情報の組織的な共有・検証体制を整備し直すことによってこそ実効的に達成されるものと考えております。

(2) 経営陣のコンプライアンス・ガバナンス意識に関する外部委員会の意見と当社の見解

両委員会において、取締役会等の会議体において、平等かつ闊達な議論が行われない体制となっており、その結果、経営陣において企業組織の健全性の確保に責任ある対応を果たしていないとの指摘がありました。また、「事なかれ」主義的な対応が常態化していたとの指摘がありました。

当社としても、不適切な会計処理が発覚した際、その原因や経緯について十分な調査及び検証が行われず「経理部門の知識不足による誤謬」とする整理が社内で形成されたこと、WWB の事業部が連結決算の作成プロセスにおいて当社経理部門に対して事実上強い影響力を有していたことを背景に、積極的にWWBの会計処理の適切性の検証に取り組まなかったこと、グループ内のガバナンス上の問題点や不適切な会計処理の可能性について指摘した役職員の保護が十分でなかったことは認識しております。そのため、当社として、会計処理に関する専門知識を持つ人材の不足などガバナンスの構築が十分ではなかったこと、及び、コンプライアンスが徹底できていない側面があったことは否定できません。

また、龍による増資の払込資金のWWBからの借入れについては、龍から当時、財務を担当していた藤澤取締役に対して、借入れの概要を説明し、借入れを依頼していたこと、また、当該借入れについての金銭消費貸借契約について、当社での法務レビュー及び当社の岡田社長等の承認を経ていました。もっとも、WWBでの取締役会の開催及び各種開示手続が漏れていたと認識しております。

当社として、これらの事案の本質は、経営陣において、上場企業として求められるコンプライアンス（適時開示の履践も含む。）を組織的に徹底・維持するための規範制定・ガバナンス構築が十分ではなかった点にあると考えております。そのため、再発防止の観点からは、経営陣はじめ会社全体のコンプライアンスに対する意識を常に上場企業に求められる水準に維持するための規範・ガバナンス改革が必要であると認識しています。

(3) 「当社経理部門の著しい脆弱性」に関する外部委員会の意見と当社の見解

検証委員会において、当社の連結対象となる子会社が増えていき取引が複雑化していく一方、連結決算の作成プロセスにおいて当社経理部門に対して事実上強い影響力を有していたWWBの事業部のプレッシャーにより当社経理部門の退職者も相次いだため、経理部門のリソース不足が常態化し、また十分な業務の引継も行われなかったとの指摘がありました。また、このような状況から、経理部門による牽制機能が十分に発揮されず、不適切な会計処理が生じたとの指摘がありました。

特に有償支給取引に対する不適切な会計処理に関しては、WWBの事業部による当社経理部門に対するプレッシャーにより、有償支給取引に関する正確な情報の把

握や会計基準に照らした取引実態の検証といった経理部門本来の機能が発揮できなかったと分析されています。

当社としても、国内のグリーンエネルギー事業の中核を担う WWB の事業部担当者が、WWB 単体の売上に対して強いこだわりを持っており、経理部門のリソース不足も相まって、連結時の売上の消込処理が十分に行われなかったことは、不適切な会計処理の発生の一因であると考えております。また、それに加えて、消込処理の対象となる取引数の増加に比して適切な会計の専門的知識を有する人材の確保が追いついていなかったこと、当該人材を教育する体制が未整備であったこと、及び業務上の会計処理ルール・検証体制の整備が十分でない側面があったことも、不適切な会計処理（売上の消込処理漏れ）の発生につながったと考えております。

具体的には、第三者委員会報告書及び検証報告書で指摘されている個別の問題点に対する原因を以下のように分析しています。

- ・有償支給取引の会計処理については、上記のとおり経理部門のリソース不足と WWB の事業部の影響力の強さに加え、有償支給取引と疑われる取引に対する確認が、業務上のルールとして正式に確立できていなかった整備上の不備が原因であると考えております。
- ・大和町太陽光発電所に係る減損検討については、結果として減損損失を計上する必要はなかったものの、減損損失の認識の判定に必要な事業計画を十分に検証できていませんでした。また、当社では営業損益ベースでの管理会計を行っているため、減損損失の兆候の判定は営業損益ベースで実施するべきところ営業キャッシュ・フローにて実施しており、会計基準に則ったあるべき検討がなされていませんでした。これらについては、減損損失の検討に関する規程が当社経理部門内で周知されておらず会計基準を正しく理解していなかったこと、またそれらを補完する研修等の仕組みがなかったことが原因であると考えております。
- ・2025 年 3 月期有価証券報告書に関連する会計処理等については、借入金の長短分類及び遅延損害金等の計上漏れといった会計処理としては基礎的な内容であるものの、経理部門内でのチェックができていませんでした。決算時の確認項目を記載しているチェックリストは整備しているものの、財務制限条項（コベナント）や借入金の期限の利益喪失事由の確認など、本件のような事象に対する確認事項が当チェックリストにはなく、確認が漏れてしまったことが原因であると考えております。
- ・関連当事者取引については、そもそも関連当事者に関する規程が整備されていないこと、役員に対して関連当事者取引の理解とその重要性に関する教育ができていないこと、また関連当事者取引に関する情報を経理部門が検証するような体制が構築できていないことが原因であると考えております。

加えて、当社内で実施した自主点検の結果、当社の経理部門の脆弱性に起因した不適切な会計処理を検出し、訂正を行っております。

- ・当社は 2024 年 6 月期の連結財務諸表において、当時の会計監査人であるアスカ監査法人の指導の下、多額の不良資産を損失処理しておりますが、これらの損失の中には 2023 年 6 月期以前に損失が確定していたと合理的に判断される事案が多数含まれており、適切な発生時期へ計上する修正を行っております。本件については、事業を遂行している主要な子会社である WWB 及びバローズの事業部と定期的に案件の状況を確認する会議体がなく、不良資産の兆候を事前に把握する仕組みがない整備上の不備が原因であると考えております。加えて、事業部側の責任者の経理知識の不足から、案件の損失に関する情報を当社経理部門に共有するべきであることを認識していなかったことや、経理部門に対する WWB の事業部の影響力、適正人材の不足により、積極的に事業部に情報収集を求める働きかけができていなかったことも原因であると考えております。

(4) 「監査等委員会の牽制機能の欠如」に関する外部委員会の意見と当社の見解

第三者委員会において、2024 年の監査等委員による調査では、予算や時間の制約があったとはいえ、「誤謬」との結論の前提となる事実関係について適切な検証が行われておらず、独立した会計専門家が参与していなかったこともあり、監査等委員会による実効的な監視・監督機能が働いていなかったとの指摘を受けました。また、検証委員会においても、監査等委員会がその職責を果たしたとはいえ、実効的な監査・監督体制の構築が必要であるとの指摘を受けております。

当社としては、当時の監査等委員会は、企業法務に精通した弁護士、金融庁出身者及び学識経験者の 3 名で構成されており、いずれも監査等委員として十分な役割を果たし得る人材を登用したものと考えております。しかしながら、上記のような指摘があったことを受け、監査等委員については、適切な人材の登用のみならず、その役割や監査手続を明確化し、個々人の資質・力量に依存せずとも牽制機能が働く体制に整備することが重要であると認識するに至りました。具体的には、監査等委員の役割や監査手続を明文化する、当社の内情に照らして実効性のある監査計画を策定する、専門的知見を持つ独立した会計専門家を参与させる又は外部会計専門家との連携を強化する、等の改善点があると考えに至りました。

(5) 「内部監査機能の欠陥」に関する外部委員会の意見と当社の見解

検証委員会において、2023 年 7 月～2024 年 3 月の間、内部監査室長が経理部長を兼任していたことから、当該期間において、内部監査室が独立した牽制機能を十

分に発揮できる体制ではなかったとの指摘を受けました。

当社としても、監査対象と監査担当者の長が共通している期間については、人員の不足もあり、牽制機能が十分に発揮されない体制であったと考えております。内部監査部門と業務執行部門の分離を徹底し、また、内部監査室の担当者を追加する等、当社グループのコーポレート・ガバナンスの機能を上場企業に求められる水準に改善・強化することが必要であると認識しております。

(6) 「グループガバナンス体制の不備」に関する外部委員会の意見と当社の見解

両委員会において、海外子会社について、当社が親会社として海外子会社を牽制する実効的な管理体制を構築できておらず、海外子会社に関係する重要な取引に関しては、龍でなければ詳細を把握できない状況が長期間継続したとの指摘を受けました。

当社として、海外子会社については、元代表取締役である国本亮一の海外子会社への派遣や、国外組織の統制業務のアドバイザーとして外部の公認会計士を起用するなどの施策により、一定のガバナンスを構築してきました。一方で、海外子会社に関係する重要な取引に関しては、海外での太陽光パネル製造事業を立ち上げた龍でなければ、国内事業と同水準で詳細を把握することができない状況が存在していたと認識しております。

海外子会社に関する重要事項を適時・適切に当社に報告する具体的なルールをより詳細に定めること、当社が重要取引の内容や金額に応じた承認権限を持つ仕組みを構築すること、海外子会社に対する内部監査を適時・適切に行うこと等により、海外子会社の統制の改善をすべきと考えております。

第三者委員会においては、国内子会社の管理に関連して、以下の各事項も指摘されています。

- ・ 当社の国内子会社であるバローズに対する金融機関からの融資に関して、WWB が本来行うべき出来高の確認を行わず、また発注先の協力の下で資金需要を仮装するために実態のない請求書を作成したことが強く推認されること（ただし、このうち実態のない請求書の作成に係る認定については、根拠の脆弱性が指摘されており、当社としても当該行為の存在は確認しておりません。）
- ・ FIT 認定が失効する可能性がある案件について、当社へ情報共有したうえで経営の重要課題として経営陣が組織的に取り組もうとするのではなく、少なくとも当初はWWB が独断で対応を進め、結果としてバックデートの土地賃貸借契約の締結をせざるを得なくなり、断定はできないものの内容虚偽の疑義が呈されるような事態になっていること

当社は、国内子会社の管理について、毎月開催の取締役会における各事業の状況及び業績の進捗の確認、毎週月曜日の経営会議又は業務連絡会による情報共有、ワークフロー決裁による意思決定手続、年度監査計画に基づく内部監査室による監査並びに会計監査人による監査といった重層的な管理の枠組みを整備・運用してきたものと認識しておりますが、上記指摘があったことを踏まえ、今後、WWB 等の子会社自身のガバナンス強化に加えて、当社による牽制機能をさらに強化する必要があると考えております。

(7) 「IR 体制の脆弱性」に関する外部委員会の意見と当社の見解

第三者委員会において、大和町太陽光発電所の FIT 認定失効(2024 年 10 月)について適時開示を行わなかったことは、上場企業としての開示義務の趣旨に照らし適切性を欠いていたとの指摘を受けました。また、両委員会において、2025 年 4 月の第三者割当増資に係る有価証券届出書及び適時開示において、龍の払込資金が連結子会社である WWB からの借入れであった事実が記載されていないとの指摘を受けました。

また、両委員会において、これらの原因は、開示の可否を検討する前提となる重要な情報が開示を担当する部門に共有されず、開示の可否についての検討自体がなされなかったこと、及び役職員における投資家への適時・適切な情報提供に対する意識・理解が不足していたことにあると指摘されています。

当社としては、近年、事業規模の拡大に応じて、段階的に IR 体制の強化を実施してきましたが、上記指摘がなされたことを踏まえ、国内外の子会社を含む重要情報が IR 部門に集約される仕組みの整備や、開示の可否の検討の精緻化等、さらなる強化が必要であると認識しています。

(8) 「取引先に関する危機管理体制の脆弱性」に関する外部委員会の意見と当社の見解

調査委員会において、実態のない取引の計上や事後対応における検討・記録の不備が生じたとの指摘を受けました。

具体的には、当時の子会社（Abit 社）の新規案件受注時に取引先の実在性確認や契約書作成等の対応がなされなかったことにより、実在しない法人に対する売上の計上や業務提供の実態を確認できないまま外注先への支払いがなされたとの指摘を受けました。また、当時の子会社（Abit 社）の代表取締役から当該支払額を回収する際に法的根拠の精緻な検証を欠いたまま処理が進められたほか、社内調査の議事録等の記録も保存されておらず、事後検証が困難になる事態が生じたとの指摘を受けました。

当社としては、取引先との紛争・トラブルを未然に防止する体制を整備することの重要性を、社内会議の都度、龍を筆頭として経営陣から役職員に向けて一貫して

発信してまいりました。もっとも、上記指摘があったことを踏まえ、取引先とのトラブルを未然に防止する体制、及び問題発生時の事実関係の調査・法的検討・記録保存等の事後対応の体制について、今後さらに強化する必要があると考えております。

III.改善措置

以下に記載するそれぞれの管理強化等の改善措置は、2026 年 4 月 10 日に当社の代表取締役社長に就任しました柳瀬重人（以下、「柳瀬」といいます。）の責任の下、着実に実行してまいります。

具体的には、柳瀬が委員長を務める「改善進捗会議」を週次又は隔週で開催し、それぞれの改善措置の主管部所及び今後定める常勤の監査等委員が一堂に会して改善措置の進捗状況を報告し、改善措置の進行を担保します。

改善措置の策定に関しては、複数の外部専門家の知見を活用し、当社としての見解・方針を決定しております。

1. 再発防止に向けた全社的な改善措置（実施済みのものを含む）

（1）情報の共有・検証体制の整備と海外事業の管理強化

第三者委員会の調査結果報告書において、コンプライアンスの遵守よりも龍の意向が優先され、他の役職員が異論を述べにくい企業風土が形成されており、かかる企業風土の形成には、当社グループを長年牽引してきた龍の存在が大きく影響している、との指摘を受けました。そのうえで、同報告書においては、企業風土の再構築と牽制機能の回復のためには、龍が当社グループの経営から退任することが望ましく、また、筆頭株主としての龍の実質的な影響力についても排除する必要がある、との提言を受けました。

また、検証委員会において、役職員の「忖度と萎縮」及び「思考停止」や、コンプライアンス・ガバナンス意識の著しい欠如といった企業風土を醸成した最も大きな原因は、経営トップである龍への権限の集中にあったとの指摘を受けました。そして、龍の当社経営からの完全な離脱を含む「経営陣及び監査等委員会の刷新」を実施すべきとの提言を受けました。

当社として、両委員会の指摘を真摯に受け止め、2026 年 3 月 10 日付開示においてお示ししたとおり、当初は、会社分割等により海外部門を当社から切り離し、その実行の目処が立った段階で龍が当社の経営から離脱することを前提に、検討を進めておりました。かかる方針の下、同年 4 月 10 日、龍は代表取締役会長兼 CEO を辞任し、新たに代表取締役社長に就任した柳瀬を中心とする新経営体制の下で牽制機能の回復を図る体制へと移行いたしました。しかしながら、当社においては、2020 年以降、上場会社としての一切の業務を光行社長、岡田社長、国本社長が、国内事業（WWB）を増田社長、笹生社長及び国本社長が、国内ファイナンス管理

業務を担当役員が、それぞれ中心となって担当し、龍は取締役として海外事業を中心に対応しており、龍にすべての権限が集中しているという実態はありませんでした。かかる実態を踏まえ、新体制の下で改善措置を検討・具体化する過程で、改めて意思決定手続の問題点の分析を行いました。その結果、問題の本質は「龍への権限の集中」ではなく、当社グループの重要情報を組織として共有・検証する体制の整備が十分になされていなかった点にあると認識するに至りました。すなわち、当社の意思決定において、各事業を統括する役員がそれぞれ保有する情報を組織的に共有し、経営陣全体として適切に分析する機能が十全に機能しない場面があり、その結果、不適正開示等のコンプライアンス・ガバナンス上の不備が生じたと考えられます。また、当社の事業を立ち上げ、長年にわたり推進してきた龍と他の役職員との間に、当社グループ全体の事業構造に関する理解度に著しい乖離があったことも、情報の共有・検証に支障が生じた一因であると考えられます。したがって、両委員会の指摘する「龍への権限集中」の是正は、特定個人の処遇によってではなく、その問題の本質である情報の組織的な共有・検証体制を整備し直すことによってこそ実効的に達成されるものと考えております。

また、当社グループの事業実態に照らすと、龍を当社グループの経営から完全離脱させることは、かえって当社の企業価値を著しく毀損し、株主・債権者・従業員をはじめとするステークホルダー全体の利益を損なうおそれが高いと判断いたしました。すなわち、当社の主要な取引先との関係や現地事業の運営は、長年にわたり当該事業を立ち上げ推進してきた龍の知見及び人的関係に高度に依存しており、現時点において、これらを龍に代わって直ちに担い得る後任者及び引継ぎ体制は存在していません。このような状況下で龍を直ちに離脱させれば、事業の継続性そのものが損なわれ、結果として当社の企業価値・株主価値を毀損することになりかねないと考えております。

そこで当社は、龍を離脱させるという手段によってではなく、本Ⅲ章に記載する各施策、すなわち代表権の分離（実施済み）、独立社外取締役を中心とする取締役会及び監査等委員会による牽制機能の強化、指名委員会による役員人事の透明性確保、関連当事者取引及びグループ会社取引に対する事前承認・モニタリング体制の整備等の組織的な統制によって、情報の組織的な共有・検証体制を整備し直すことが適切であると判断いたしました。当社としては、これらの牽制・監督の仕組みを実効的に機能させることによって情報の共有・検証体制の不備に起因するリスクを管理しつつ、龍を当社の取締役として在籍させ、龍が有する事業上の知見や人的関係を当社グループの企業価値の維持・向上に活用していくことが、現状の事業体制を踏まえた現実的かつ合理的な対応であると考えております。

また、グループ売上の大半を占める海外子会社の状況について、検証委員会からは、従前、龍を経由しなければ事実関係を把握できない「ブラックボックス」となっていたとの指摘を受けました。そして、会社分割等による海外部門の切り離しを

伴う「海外子会社の取扱いの見直し」及び「監査等委員会の監督機能の強化」を実施すべきとの提言を受けました。

当社としても、このような指摘を踏まえ、2026 年 3 月以降、外部専門家の知見も活用しながら、会社分割等による海外部門と国内部門の切り離しについて、同年 6 月を目途にスキームを具体化し、同年 9 月頃の実行を想定して検討を進めてまいりました。しかしながら、検討を進めた結果、海外事業は当社グループの連結売上高の大半を占める中核事業であり、その切り離しは当社の事業基盤及び企業価値を大きく損なうおそれがあることから、海外部門の切り離しを実行することは困難であるとの判断に至りました。

また、検証委員会が提言した海外部門の切り離しは、経営体制の抜本的な見直しと一体のものとして構想されたものと解されますが、当社は、前記のとおり、組織的な統制によって情報の組織的な共有・検証体制を整備し直す方針を採用しております。こうした方針の下では、当社グループの中核である海外事業をあえて切り離すのではなく、これを当社グループ内に位置づけたうえで、その統制を親会社が自ら担うことが、再発防止の趣旨にかなうものと考えるに至りました。

そこで当社は、海外事業を当社グループ内に維持したうえで、後記の各施策のとおり、親会社による海外子会社の牽制・管理体制を強化いたします。これにより、海外子会社の重要情報が、当社の取締役会及び監査等委員会へ適時適切に報告・共有される体制へと改めてまいります。なお、第三者委員会からは、海外事業について「ブラックボックス」に陥っていたとの指摘がなされております。しかしながら、当社は 2022 年以降、TOYO Co., Ltd.(以下「TOYO」といいます。)及び Vietnam Sunergy Joint Stock Company(以下「VSUN」といいます。)について、本社から担当者を現地へ派遣して内部統制を統括させるとともに、海外側は EY、Grant Thornton 及び Marcum Asia を監査法人として監査を受けさせ、日本側は外部の公認会計士に内部統制に係るアドバイザリー業務を委託し、当社の会計監査人であったアスカ監査法人及び本書提出時点での当社の会計監査人である中部総合監査法人も四半期に一度、当該各社の監査を実施してまいりました。現に、海外子会社である TOYO はこれらの厳格な手続きを経て、2024 年 7 月に米国 NASDAQ 市場への上場を果たしております。したがって、当社としては客観的な外部監査を通じた一定の透明性を確保してきた実績があるものと認識しており、当事者への十分なヒアリングや説明機会が設けられないまま「ブラックボックス」と断定された点については、当社の見解と相違があることを付言いたします。

(2) 経営体制の抜本的刷新

「Ⅱ.原因分析」のとおり、経営陣において、上場企業として求められるコンプライアンスを組織的に徹底・維持するための規範制定・ガバナンス構築が十分ではなかったことが本事案の原因になったと分析しております。その責任を明確にする

ため、当社の経営陣を再構成し、組織の新陳代謝を図ります。

具体的には、2026年4月10日開催の取締役会及び2026年6月24日開催の定時株主総会において、新たな経営体制を再構築いたしました。

なお、代表取締役社長の柳瀬は当社の監査等委員取締役（社外）でしたが、2024年9月に就任しており監査等委員会の調査には関与していないこと及び金融機関やグローバルに展開するメーカー企業での実務経験が長く、企業経営及びグローバルビジネスにおける豊富な経験・知見を備えていることから、当社グループの経営及びグローバルビジネスの推進に大きく貢献することができるものと判断しております。新任取締役の岡田については、大手クレジット会社及びそのグループ会社において、営業部門の統括、与信オペレーション部門の企画統括に加え、取締役・監査役などの経営参画経験を有しており、また、事務部門の内部統制に関わる豊富な経験・知見を備えていることから、法律上の対応及び内部統制を踏まえた効率的な業務体制の構築を通じて、当社の内部管理体制の強化に大きく貢献することができるものと判断しております。

また新任監査等委員取締役（社外）である小嶋一慶、佐々木十珠絵、是松洋平は高い専門性と豊富な実務経験を有しており、「独立した牽制機能」としてコンプライアンス・ガバナンス意識の向上に重要な役割を發揮できると判断しております。

氏名	旧取締役	新取締役 (2026年4月10日 以降)	新取締役 (2026年6月24日 以降)
柳瀬 重人	監査等委員 取締役 (社外)	代表取締役社長	代表取締役社長
岡田 智夫	—	—	取締役（新任）
小野塚 恭彦	—	取締役（新任）	—（退任）
龍 潤生	代表取締役会長兼 CEO	取締役	取締役
本間 勝	監査等委員 取締役 (社外)	監査等委員 取締役 (社外)	—（退任）
小嶋 一慶	—	監査等委員 取締役 (社外)（新任）	監査等委員 取締役 (社外)
佐々木 十珠絵	—	監査等委員 取締役 (社外)（新任）	監査等委員 取締役 (社外)
是松 洋平	—	監査等委員 取締役 (社外)（新任）	監査等委員 取締役 (社外)
柴田 一泰	取締役	—（退任）	—

橋本 公一	取締役	－（退任）	－
中谷 百合子	監査等委員 取締役 （社外）	－（退任）	－

主に検証報告書にて本事案への関与が認められている以下の元取締役及び執行役員との契約関係は以下のとおりです。

光行 康明

会社名	新役職名	異動日	旧役職名
Abalance 株式会社	（辞任）	2026 年 6 月 30 日	副会長

藤澤 元晴

2025 年 12 月 30 日に常務取締役を退任済み。

国本 亮一

会社名	新役職名	異動日	旧役職名
Abalance 株式会社	（辞任）	2026 年 6 月 30 日	従業員

兼務している国内・海外の子会社役員についても 2026 年 6 月中に辞任いたしました。現在、海外事業の内部統制整備のみを目的とした業務委託契約（有期）をおこなっております。

増田 裕一郎

会社名	新役職名	異動日	旧役職名
Abalance 株式会社	（辞任）	2026 年 6 月 30 日	執行役員

また、2026 年 4 月 10 日付で取締役を退任した者の当社グループ会社の残留状況は以下のとおりです。

柴田 一泰

会社名	旧役職名	残留状況	異動日
WWB 株式会社	取締役	退任	2026 年 4 月 10 日
Vietnam Sunergy Joint Stock Company	監査役	退任	2026 年 4 月 10 日

橋本 公一

会社名	旧役職名	残留状況	異動日
WWB 株式会社	取締役	退任	2026 年 4 月 10 日
Vietnam Sunergy Joint Stock Company	監査役	退任	2026 年 4 月 10 日

改善措置	経営体制の抜本的刷新
主管部所	取締役会及び指名委員会
整備対象規程	—
整備完了時期	実施済み（2026 年 6 月）
運用開始時期	—
周知徹底方法	—
実施頻度	—
モニタリング状況	—
原因項番（参照先）	(2)

(3) 新経営トップのメッセージ発信とコンプライアンス教育（一部実施済み）

当社の自浄作用が機能する健全な組織へと生まれ変わることを当社グループ内に示すため、2026 年 4 月 10 日付で代表取締役社長に就任した柳瀬から、全役職員（国内・海外子会社を含む）に向けて以下の要素を中核とするビデオメッセージを 2026 年 4 月に発信いたしました。

- ・業績や予算達成の前提として、法令遵守、企業倫理及び投資家保護を何よりも優先するという確固たる決意を全社に宣言いたします。不適切な会計処理や、不都合な事実の隠蔽は一切容認しないという厳格な姿勢を明確に示します。
- ・過去の「事なかれ主義」と決別し、役職や部門、また親会社・子会社といった垣根を越えて、誰もが自由に意見や異論を述べることができる風通しの良い組織風土の構築を目指します。業務上の疑問やコンプライアンス・ガバナンス上の懸念が生じた際、人事的な不利益を被ることを恐れず安心して声を上げられる環境（心理的安全性）を担保することを、経営トップ自らが約束いたします。
- ・上場企業としての重い社会的責任を再自覚し、株主・投資家に対して透明性の高い、正確な情報を適時適切に開示することこそが企業価値の源泉であるという認識を、経営陣のみならず現場の全役職員と共有いたします。

また、本事案の風化を防ぐため、本メッセージの発信以降、全役職員（国内・海外子会社を含む）を対象にした全社コンプライアンス研修を四半期に 1 度実施し、

コンプライアンス・ガバナンスの意識がグループの隅々にまで浸透・定着するよう、反復継続して実施する予定です。

改善措置	①新しい経営トップからのメッセージの発信 ②全社コンプライアンス研修の定期的な実施
主管部所	①代表取締役社長 ②リスク・コンプライアンス委員会
整備対象規程	—
整備完了時期	①— ②—
運用開始時期	①2026 年 4 月 ②2026 年 9 月
周知徹底方法	①については動画配信又は社内メール ②については定期的な研修の実施
実施頻度	①— ②については四半期に 1 度
モニタリング状況	—
原因項番（参照先）	(2)

(4) 監査等委員会の牽制機能の発揮（一部実施済み）

監査等委員会の牽制機能が適切に発揮されなかった要因は、監査等委員がその役割を認識したうえで十分な牽制機能を発揮するための基本的かつ具体的な手続きが規定されていなかったこと及び独立した会計専門家の関与など専門的知見を補完する仕組みの不足にあると分析しております。

そこでまず、監査等委員会に関する規程の見直しを行い、監査等委員が本来果たすべき役割を明確にするとともに、通常実施すべき監査手続きを明文化します。この見直しにあたっては、2024 年の監査等委員による調査の障害となった、予算や時間の制約が生じないよう、必要な調査費用は会社負担とする取り扱いを明文化し、必要な場合は顧問弁護士以外の独立した立場の社外弁護士の十分な関与を求めることを明記いたします。さらに、実効性ある監査が着実に実施されるよう、当社グループが抱える固有のリスクを把握するためのリスク評価手続きと監査計画の策定に関しても、同規程で具体化を図ります。

加えて、監査等委員の選定には、必要となる能力や実務経験などを具体的・実質的に定義した上で、各候補者を決定するという選任プロセスの整備・運用を行い、公認会計士や弁護士などの専門的知見を持ち、当社と利害関係を有さない独立社外役員を登用いたします。

また、これらの改善措置を実行したうえで日常的な牽制機能を発揮するために、

監査等委員の時間的なリソースも十分に確保することが必要であることから、監査等委員の少なくとも1名は会社に常駐する常勤監査等委員といたします。

最後に、監査等委員会による牽制機能の強化と、取締役・執行役員の人事の透明性・公平性の確保という観点から、2026年4月に監査等委員を委員長とする、社外取締役を中心とした指名委員会を設置いたしました。指名委員会は、独立社外取締役であり監査等委員である佐々木十珠絵を委員長とし、同じく独立社外取締役かつ監査等委員である小嶋一慶及び取締役の岡田智夫の3名(社外2名・社内1名)で構成しております。指名委員会は、取締役及び執行役員の選任・解任に関する議案を決定し、取締役の選任・解任基準やそのプロセスに関する妥当性、取締役のスキルの多様性、代表取締役の選定及び解職等について、取締役会に対して答申を行います。

改善措置	①監査等委員会規則の見直し ②選任プロセスの見直し ③常勤監査等委員の設置 ④指名委員会の設置
主管部所	取締役会
整備対象規程	監査等委員会規則
整備完了時期	①2026年7月 ②実施済み(2026年6月) ③2026年9月 ④実施済み(2026年4月)
運用開始時期	①2026年7月 ②2026年6月 ③— ④—
周知徹底方法	①及び②については取締役会で内容を共有します。
実施頻度	—
モニタリング状況	①及び②の進捗状況について取締役会で確認を行います。
原因項番(参照先)	(4)

(5) 内部監査機能の強化

独立性が確保されない期間があったこと及び人的リソースの不足を解消し、当社グループ全体のガバナンスを監視・評価する機能を再構築するため、以下の改善措置を講じます。

①内部監査室の独立性の確保

内部監査室の責任者が、経理部門及び財務部門をはじめとする業務執行部門の

役職を兼任することを防ぐため、内部監査室の責任者の選任・解任にあたっては、監査等委員会の事前同意を必要とする運用とします。なお、内部監査室の独立性の確保という観点から、監査結果の報告は代表取締役社長への報告に加え、監査等委員会へも直接報告を行う運用とします。

②内部監査室の人的リソースの拡充

リソース不足を解消し、当社グループの規模及びリスクに見合った適切な体制とするため、現在の2名体制から増員いたします（具体的な増加数は未定です。）。ただし、複雑な会計処理や海外子会社の調査等、高度な専門性が求められる領域に対して対応できる人材を適時に配置することは困難であると想定されるため、必要に応じて外部の公認会計士やコンサルティング会社との連携・業務委託により能力面の補完を行います。

③三様監査の強化

従来から当社の経理部門を中心として、会計監査人とは必要に応じてコミュニケーションを図っていたものの、原因分析で特定した監査等委員会の牽制機能の欠如及び内部監査機能の欠陥から、これらの三者が適時・適切に連携する三様監査が実施できていませんでした。このため、当社の監査等委員会、内部監査室及び会計監査人が一堂に会する連絡会を半期に一度開催し、それぞれが持つリスク情報を共有し、対応方針を共有することとします。また、「(4) 監査等委員会の牽制機能の発揮」の改善措置として常勤監査等委員を設置することを受けて、監査等委員会と連携関係を強固にしていくため、監査等委員会が特定したリスクに基づき、内部監査計画を策定・実施することとします。

改善措置	①内部監査室の独立性の確保 ②内部監査室の人的リソースの拡充 ③三様監査の強化
主管部所	内部監査室
整備対象規程	内部監査規程
整備完了時期	①2026年6月 ②2026年9月 ③2026年8月
運用開始時期	①2026年6月 ②2026年9月 ③2026年9月
周知徹底方法	取締役会で内容を共有します。
実施頻度	③については半期に1度
モニタリング状況	監査等委員会が行います。
原因項番（参照先）	(5)

(6) 経理部門の体制強化

以下のとおり、当社経理部門の体制を強化します。

①経理部門の人的リソースの拡充

慢性的なリソース不足を解消するため、経理部門の人員を積極的に採用し、人員を増強します（具体的な増加数は未定です。）。ただし、ふさわしい人員を正社員として採用するには一定の時間を要することが想定されるため、暫定的な措置として、公認会計士資格保有者など高度な会計専門知識を有する外部の人材を業務委託で配置します。

②経理部門の専門性の向上

調査結果報告書及び検証報告書で問題とされた事例を取り上げ、「収益認識に関する会計基準」や「関連当事者の開示に関する会計基準」等に関する定期的な専門研修を実施し、経理部門全体の専門性を底上げします。なお、当研修は当社経理部門が主導のもと、国内子会社の経理部門も対象として実施します。

③経理部門の権限の強化

事業部門が事実上強い影響力を有する下で、経理部門による会計処理の検証が十分に行われなかった過去の反省を踏まえ、経理部門の権限と責任を明確に再定義します。事業部門から完全に独立した立場で、取引の経済的実態や会計上の妥当性を厳格に審査・牽制できる体制を構築します。具体的には経理部門に対し、事業部門へ契約書や証憑の提出、事実関係の詳細な説明を求める権限を職務分掌規程で明確にするとともに、事業部門が案件の進捗について検討する会議体（月次開催）へ経理部門が出席又は議事録等を確認する運用とし、取引実態に不明瞭な点がある場合は売上計上等を認めない運用を徹底します。

④事業部門に対する会計コンプライアンス教育の実施

適切な決算財務報告の実現には、経理部門のみならず取引の最前線にいる国内子会社の事業部の協力なしには成り立ちません。国内子会社の事業部の責任者及び担当者に対して、正確な情報共有の重要性及び会計の基礎知識等に関する会計コンプライアンス教育を定期的実施し、全社的な計数管理意識とリスク感度の向上を図ります。

⑤国内子会社等の整理

会計処理の対象となる取引数の増加に比して経理部門の体制整備が追いつかなかったことを重く受け止め、当社グループの経理部門の体制・人的リソースも勘案したうえで、適正な事業規模への見直しを図ります。具体的には、当社の本業と直接的な関連が薄い国内子会社や事業については、速やかに整理・統廃合を進める方針とし、管理コストの適正化とリスク管理の集中を実現いたします。

改善措置	①経理部門の人的リソースの拡充 ②経理部門の専門性の向上
------	---------------------------------

	③経理部門の権限強化 ④事業部門に対する会計コンプライアンス教育の実施 ⑤国内子会社等の整理
主管部所	①～④経理部門 ⑤取締役会
整備対象規程	①— ②— ③職務分掌規程 ④— ⑤—
整備完了時期	①2026 年 9 月 ②2026 年 9 月 ③2026 年 6 月 ④2026 年 9 月 ⑤未定（2026 年 9 月までに方針を決定予定）
運用開始時期	①2026 年 9 月 ②2026 年 9 月 ③2026 年 6 月 ④2026 年 9 月 ⑤—
周知徹底方法	—
実施頻度	①— ②四半期に 1 度 ③— ④四半期に 1 度 ⑤—
モニタリング状況	①～④の状況については経理部門責任者が毎月取締役会・監査等委員会で報告を行います。
原因項番（参照先）	(3)

(7) IR 体制の強化

『Ⅱ.原因分析』において分析した IR 体制の脆弱性を踏まえ、上場企業として資本市場から求められる適時適切な情報開示を確実に実行するため、IR 体制を強化いたします。

①専門的な IR 人材の登用と人的リソースの拡充

これまで段階的な増強を行ってきたものの、会社グループの規模拡大に対して

IR 専任者の増員が追いついておらず、開示の適正性を牽制する機能が十分に働いておりませんでした。今後は、資本市場に関する深い知見を持ち、投資家目線で社内の事象を厳しく評価できる専門的な IR 人材を新たに登用し、現在の 1 名体制から 2 名体制とします。

②重要情報の網羅的な収集と適時開示判定の厳格化

大和町太陽光発電所の FIT 認定失効や、第三者割当増資における WWB からの借入等、投資家の判断に極めて重要な影響を及ぼす事実が開示されなかった過去の事態を重く受け止めております。今後は、国内外の子会社を含む全社的な重要情報が IR 部門へ確実に集約されるよう、情報伝達ルートを再構築します。具体的には、IR 部門の責任者が経営会議等の重要会議体の議事内容を事前に確認できる（必要に応じて出席も可能）こととし、適時開示の要否判定においては、IR 部門単独の判断に委ねず法務部門等の関連部門へも共有を行い、必要に応じて外部専門家（顧問弁護士や監査法人等）の意見も交えて厳格な開示判定を行います。また、IR 部門がこれらの業務を行うことを職務分掌規程へ明記いたします。

③適時開示の重要性認識のための啓蒙活動

国内・海外子会社も含めた全役員（執行役員含む）に対し、金融商品取引法等の関係法令や東京証券取引所の適時開示規則の趣旨・内容に関する研修を半期に 1 度実施し、上場企業の一員として「どのような事象が発生した際に、直ちに IR 部門へ報告すべきか」という考え方の周知徹底と、開示に対する意識（感度）の底上げを図ります。

改善措置	①専門的な IR 人材の登用と人的リソースの拡充 ②重要情報の網羅的な収集と適時開示判定の厳格化 ③適時開示の重要性認識のための啓蒙活動
主管部所	IR・広報部
整備対象規程	職務分掌規程
整備完了時期	①2026 年 6 月 ②2026 年 6 月 ③2026 年 9 月
運用開始時期	①2026 年 6 月 ②2026 年 6 月 ③2026 年 10 月
周知徹底方法	社内メール及び③の研修にて周知を行います。
実施頻度	①— ②— ③半期に 1 度
モニタリング状況	IR・広報部責任者が毎月取締役会・監査等委員会で報告を

	行います。
原因項番（参照先）	(7)

(8) その他の再発防止に向けた改善措置

調査結果報告書、検証報告書及び調査報告書において、本事案の原因として直接的な指摘はありませんでしたが、本事案の再発防止をより確実にするため、以下の2点について見直しを行います。

①実効性あるリスク・コンプライアンス委員会の運営

リスク・コンプライアンス委員会は、本来、当社グループのリスクを漏れなく洗い出し、対応策を検討する役割を負っていますが、実際には委員会が開催されておらず、当委員会自体が形骸化していました。実効性ある会議体の運営とするため、常勤監査等委員を委員長とし、当委員会を規定する規程の見直しを行います。

②内部通報制度の確実な運用

当社では、監査等委員会及び社外の弁護士を通報先とする内部通報制度を設けており、当社グループの全役職員を対象としています。当制度の設計自体に課題はないと考えておりますが、これまでの原因分析のとおりコンプライアンス・ガバナンス意識が希薄であったこと及び監査等委員会の牽制機能が十分に発揮される体制になかったことから、実際の通報に対して適時・適切な対応が行えておらず、運用上の課題があると認識しております。今後は、「(4) 監査等委員会の牽制機能の発揮」で記載のとおり、常勤監査等委員を設置し、監査等委員会が適時・適切な対応を図ることができる体制とすることで、確実な運用を図ります。

改善措置	①実効性あるリスク・コンプライアンス委員会の運営 ②内部通報制度の確実な運用
主管部所	常勤監査等委員
整備対象規程	リスク・コンプライアンス委員会規程
整備完了時期	①2026年7月 ②—
運用開始時期	①2026年7月 ②2026年6月
周知徹底方法	—
実施頻度	①月次 ②—
モニタリング状況	監査等委員会
原因項番（参照先）	(2)

2. 業務プロセスレベルの改善措置（実施済みのものを含む）

（1）各種会計処理の適正化に向けた業務の見直し

不適切な会計処理を二度と起こさないため、当社の経理部門が本来の牽制機能と専門性を発揮できるよう、以下のとおり具体的な業務プロセスの見直し及びルール of 厳格化を実施いたします。

①有償支給取引に関する業務プロセスの見直し（一部実施済み）

WWB の事業部が当社経理部門に対して事実上強い影響力を有し、経理部門の牽制機能が十分に発揮されなかった原因を解消するため、有償支給取引の判定・処理プロセスを厳格化します。

i. 有償支給取引に関する規程の策定

有償支給取引に関する規程を新規に策定し、有償支給取引の定義、会計処理の要件、必要な証憑を明文化します。なお、当改善措置に対しては「経理規程（有償支給取引の会計処理）」を策定済みであり、すでに実施済みです。

ii. 経理部門の牽制機能の強化

事業部門に対し、取引の経済的実態を示す契約書等の提出を義務付けます。「1. 再発防止に向けた全社的な改善措置」、「（6）経理部門の体制強化」の「③経理部門の権限強化」の改善措置を前提に、経理部門は形式的な書類確認にとどまらず、実態に疑義がある場合は売上計上等を認めない強い権限を持つことを全社に周知・徹底します。

iii. 専門家との連携

新規のスキームや重要性の高い取引については、事前に経理部門から会計監査人等へ相談を行い、会計処理の妥当性について確認を行うフローを必須とします。また当該フローを経理規程へ明記いたします。

改善措置	i 有償支給取引に関する規程の策定 ii 経理部門の牽制機能の強化 iii 専門家との連携
主管部所	経理部門
整備対象規程	有償支給取引に関するマニュアル（作成済み） 経理規程
整備完了時期	i 実施済み（2024 年 4 月） ii 2026 年 6 月 iii 2026 年 6 月
運用開始時期	i 実施済み（2024 年 4 月） ii 2026 年 6 月 iii 2026 年 6 月

周知徹底方法	ii については社内メール
実施頻度	—
モニタリング状況	経理部門責任者がマニュアルどおりの運用となっているかを四半期に1度確認を行います。
原因項番（参照先）	(3)

②減損損失の兆候・認識・測定プロセスの見直し

事業計画の検証が不十分なまま、会計基準に則ったあるべき検討がなされずに減損の要否が判定された事態を防ぐため、固定資産の減損に関する評価プロセスを見直します。

i. 減損の兆候に関する規程等の運用の徹底

現状の当社の「決算処理マニュアル」では、減損の兆候の把握は「営業活動から生じる損益（営業利益）が、継続してマイナスである場合」と定めています。したがって、当マニュアルの内容の運用を徹底するため、「1. 再発防止に向けた全社的な改善措置」、「（6）経理部門の体制強化」の「②経理部門の専門性向上」で記載している研修で取り扱い、周知を図ります。

ii. 事業計画に対する客観的根拠の提出の義務化

事業計画や将来キャッシュ・フローの見積り（売電時期、FIT 単価等）を行う際、事業部の主観的な予測だけでなく、外部機関の資料や過去の実績等の客観的かつ合理的な根拠資料の添付を義務付けます。

iii. 検証プロセスの導入

事業部が作成した見積りに対し、どのような観点から検証を行うべきかを決算処理マニュアルに追記し、経理部門が根拠の妥当性を批判的かつ客観的に検証します。

改善措置	i 減損の兆候に関する規程等の運用の徹底 ii 事業計画に対する客観的根拠の提出の義務化 iii 検証プロセスの導入
主管部所	i 経理部門 ii 国内子会社の事業部門 iii 経理部門
整備対象規程	決算処理マニュアル
整備完了時期	i — ii 2026 年 6 月 iii 2026 年 6 月
運用開始時期	i 2026 年 6 月 ii 2026 年 6 月

	iii 2026 年 7 月
周知徹底方法	i については研修 ii、iii については社内メール
実施頻度	—
モニタリング状況	経理部門責任者が四半期に 1 度確認を行います。
原因項番（参照先）	(3)

③決算時の業務プロセスの見直し

借入金の長短分類や遅延損害金の計上漏れといった基礎的な会計処理の誤りを防ぐため、期末決算業務におけるチェック体制を強化します。

i. 決算に関するチェックリストの見直し

現状、当社では「個別決算業務プロセス チェックリスト」により、主に会計上の見積りに関して決算で確認すべき内容をまとめており、当リストに基づいて実際に確認を行っていますが、本件を未然に防ぐために必要だった確認事項、例えば財務制限条項（コベナント）の抵触有無、借入金の期限の利益喪失事由の確認、偶発債務・遅延損害金に関する確認項目はありませんでした。再発防止の第一歩として、当チェックリストに上記事項の確認項目を追加します。なお、「個別決算業務プロセス チェックリスト」のみならず、他の決算関係のチェックリストの項目に不足がないかどうかについても見直しを行います。

ii. ダブルチェックの徹底

「個別決算業務プロセス チェックリスト」を始め決算関係のチェックリストの適切な運用を担保するため、経理部門内において、担当者（作成者）と責任者（承認者）による厳格なダブルチェックを義務付け、その実施記録を証憑として残す運用を徹底します。

改善措置	i 決算に関するチェックリストの見直し ii ダブルチェックの徹底
主管部所	経理部門
整備対象規程	個別決算業務プロセスチェックリストを始めとする決算関係のチェックリスト
整備完了時期	i 2026 年 6 月 ii —
運用開始時期	i 2026 年 6 月 ii 2026 年 7 月
周知徹底方法	経理部内の社内メール
実施頻度	四半期に 1 度
モニタリング状況	経理部門責任者が四半期に 1 度確認を行います。

原因項番（参照先）	(3)
-----------	-----

④不良資産の適時適切な把握

国内子会社の事業部門からの情報共有漏れによる損失計上時期の誤りを防ぐため、部門横断的な情報連携体制を構築します。

i. 案件進捗・リスク共有会議の設置と運営

経理部門及び各事業部の責任者が参加する「月次プロジェクト・リスク会議（仮称）」という会議体を新たに設置し、月次で案件の損失に関する情報を共有する場を設けます。

ii. ネガティブ情報の即時報告義務

プロジェクトの遅延・中止、債権回収の停滞、契約解除の可能性等の「ネガティブ情報（損失の兆候）」が発生した場合、事業部から経理部門へ即時に報告することを社内ルールとして義務付けます。

改善措置	i 案件進捗・リスク共有会議の設置と運営 ii ネガティブ情報の即時報告義務
主管部所	経理部門
整備対象規程	月次プロジェクト・リスク会議運営規程（仮称）
整備完了時期	i 2026 年 6 月 ii 2026 年 6 月
運用開始時期	i 2026 年 7 月 ii 2026 年 7 月
周知徹底方法	社内メール
実施頻度	月に 1 度
モニタリング状況	経理部門責任者が四半期に 1 度確認を行います。
原因項番（参照先）	(3)

(2) 関連当事者取引の把握・管理体制の見直し

関連当事者との資金貸借等の取引を網羅的かつ適時適切に把握し、必要な検討・手続を確保するため、関連当事者取引に関する網羅的な把握と事前検証の仕組みを構築します。

①関連当事者取引に関する規程の策定

新たに「関連当事者取引管理規程（仮称）」を策定し、関連当事者の範囲、確認対象となる取引、役員等の申告義務を明確にし、併せて取引の承認ルートを明確にします。

②役員（執行役員含む）への教育

新たに策定する「関連当事者取引管理規程（仮称）」を国内・海外子会社を含

めた当社グループ内に浸透させるため、当社役員（執行役員含む）及び重要な子会社の役員に対して、経理部門が当規程の内容に基づいた研修を半期に1度実施します。なお、本研修では企業会計基準が定める関連当事者取引に関する規程だけではなく、役員が認識しておくべき会社法上の手続きや違反行為についても取り扱います。

③関連当事者取引に対する事前確認及び取締役会での承認

関連当事者との取引を実施する場合、事前に当社の経理部門及び法務部門が取引の合理性・妥当性及び利益相反取引の場合などに会社法上必要となる手続きを確認し、その確認事項をもとに取締役会による決議・承認を必須とします。また、これらの手続きを「関連当事者取引管理規程（仮称）」に明記します。

なお、2026年3月期の決算にあたり、網羅的に関連当事者の情報を把握できるよう、近親者の例示等を追加するなど、従来の関連当事者取引調査票は見直しを行ったうえで運用しております。

改善措置	①関連当事者取引に関する規程の策定 ②役員（執行役員含む）への教育 ③関連当事者取引に対する事前確認及び取締役会での承認
主管部所	経理部門及び法務部門
整備対象規程	関連当事者取引管理規程（仮称）
整備完了時期	①2026年6月 ②2026年7月 ③2026年7月
運用開始時期	①2026年6月 ②2026年7月 ③2026年7月
周知徹底方法	②の改善措置にて周知を行う。
実施頻度	①— ②半期に1度 ③—
モニタリング状況	経理部門責任者が決算期前（2月頃を目安）に確認を行います。
原因項番（参照先）	(3)

(3) グループ会社の管理体制の強化

当社では親会社による連結グループ会社の管理体制が必ずしも十分ではなかったと分析しております。

当該観点から、まず当社の新経営体制が目指すコンプライアンス・ガバナンスの考えが連結グループ会社に行き届くよう、海外子会社などの重要な子会社の役員については当社役員が兼任し又は当社から経営者を派遣することとします。

加えて、関係会社管理規程を見直し、運用を徹底いたします。具体的には、海外子会社を含むグループ会社における重要取引を定義し、当該取引に対する親会社である当社での事前承認・事後報告フローの詳細を定め、当社の取締役会へ報告することを義務付けることといたします。

また、重要取引に限らず、国内・海外の主要な連結グループ会社との綿密な情報把握のため、定期的なコミュニケーションの場が必要であることから、原則として月次で連結グループモニタリング会議（仮称）を設置し、連結グループ会社の代表取締役及び経理責任者から経営・業務執行の状況を確認することとします。また、当該会議体でのモニタリング状況を取締役会、監査等委員会、リスク・コンプライアンス委員会等での報告事項とすることで各ガバナンス主体との連携を図り、実効性を担保いたします。

また、以下の施策を実施しております。

・「海外子会社のガバナンス基準」の制定

2026年3月、海外子会社に関する投融資、資本移動、事業再編その他の重要な行為に係る意思決定・監督・開示を適正化し、グループの内部統制及び企業価値の向上を図ることを目的として、「海外子会社のガバナンス基準」を新たに制定いたしました。主要な海外子会社である TOYO 及び VSUN は、完全子会社ではない連結子会社であり、特に TOYO は米国 NASDAQ 上場会社でもあることから、当社の統制が及びにくい構造にありましたが、両社との協議を経て、本基準の適用について理解・合意を得ております。

・海外子会社経営陣の刷新と当社主導による経営者の派遣

従前、TOYO の CEO は龍が務めておりましたが、2026年4月に TOYO の CEO に小野塚恭彦を、VSUN の CEO に緒方浩之を、同年6月に TOYO の CFO に原田泰成を、それぞれ当社主導で派遣・選任し、海外子会社の経営体制を刷新いたしました。これにより、龍は TOYO の CEO を退任しており、海外子会社の業務執行は、国際金融・海外事業運営等の豊富な経験を有する新経営陣が担い、龍の知見は当社取締役としての助言・情報提供を通じて活用する体制へと移行しております。

改善措置	①重要な子会社の役員の当社役員の兼任 ②関係会社管理規程の見直し ③連結グループモニタリング会議（仮称）の設置 ④「海外子会社のガバナンス基準」の制定 ⑤海外子会社経営陣の刷新と当社主導による経営者の派遣
------	--

主管部所	代表取締役社長及び経理部門
整備対象規程	関係会社管理規程
整備完了時期	①2026年6月 ②2026年6月 ③2026年6月 ④2026年3月 ⑤2026年6月
運用開始時期	①— ②2026年7月 ③2026年7月 ④2026年3月 ⑤2026年6月
周知徹底方法	取締役会で内容を共有します。
実施頻度	③は月次で実施
モニタリング状況	取締役会で確認を行います。
原因項番（参照先）	(6)

(4) コンプライアンス・ガバナンス関連の規程・マニュアルの見直し

本事案の再発防止には、個別の事案に対応する規程を整備・見直しすることに加えて、コンプライアンス・ガバナンス関連の規程・マニュアルは全面的に見直し、また定期的に見直すための仕組みを再構築することが必要であると考えます。

①規程管理規程の見直し

現状の規程管理規程を見直し、当社の法務部門を規程の見直しに責任を持つ主管部所とします。法務部門が当社の規程・マニュアルの一覧を見直し、コンプライアンス・ガバナンス関連の規程・マニュアルについては、所管する部門とともに内容の更新を行います。なお、海外子会社・国内子会社の規程の整備状況についても確認を行うプロセスを本規程に明記することとします。

②規程・マニュアルの定期的な更新を行う仕組みの構築

規程管理規程には、各部門が自部門で所管する規程・マニュアルを少なくとも年次で見直すことを定め、その見直しの状況を法務部門が確認することとします。この確認は当社だけでなく、海外子会社・国内子会社も対象として実施します。

改善措置	①規程管理規程の見直し ②規程・マニュアルの定期的な更新を行う仕組みの構築
主管部所	法務部門
整備対象規程	規程管理規程

整備完了時期	①2026 年 6 月 ②2026 年 6 月
運用開始時期	①2026 年 7 月 ②2026 年 12 月
周知徹底方法	法務部門が社内メール等で周知します。
実施頻度	②は年次で実施
モニタリング状況	監査等委員会で確認を行います。
原因項番（参照先）	(2) (3) (6)

(5) 取引先に関する危機管理体制の強化

「Ⅱ. 原因分析」において分析した取引先に関する危機管理体制の脆弱性に対処するため、以下のとおり体制の強化を実施いたします。

①新規取引における事前審査体制の強化

新規案件の受注において、取引先の実在性・信用状況の確認や、取引実態の検証、契約書の締結確認等の措置の実施を厳格化し担当者単独の判断を排した組織的な牽制が機能する体制を構築します。また、法務部が訴訟案件のみならず、トラブル・クレーム案件を含め一元管理する体制とします。

②有事における事後対応及びエスカレーション体制の強化

取引に関するトラブルや異常事態が発生した際の社内報告体制を強化します。また、必要に応じて法務等の管理部門や外部専門家を交えた法的根拠の精緻な検証を徹底し、対応の妥当性を確保します。

③調査及び対応プロセスの記録・文書管理の徹底

事後検証を可能とするため、トラブル対応時の事実調査や意思決定プロセスにおける文書管理を強化します。関係者へのヒアリングや面談の議事録、法的検討の経緯などの記録作成及び保存を徹底し、透明性の高い事後検証体制を確保します。

改善措置	①新規取引における事前審査体制の強化 ②有事における事後対応及びエスカレーション体制の強化 ③調査及び対応プロセスの記録・文書管理の徹底
主管部所	①各事業部及び管理部門 ②各事業部及び管理部門 ③各事業部及び管理部門
整備対象規程	①—

	②— ③—
整備完了時期	①2026 年 9 月 ②2026 年 9 月 ③2026 年 9 月
運用開始時期	①2026 年 9 月 ②2026 年 9 月 ③2026 年 9 月
周知徹底方法	全役職員への周知のほか、全役職員向け説明会
実施頻度	①— ②— ③—
モニタリング状況	—
原因項番（参照先）	(8)

IV.改善措置の実施スケジュール

→：検討・整備 ⇒実施・運用

改善措置	2026 年							2027 年
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
全社的な改善措置								
(1) 情報の共有・検証体制の整備と海外事業の管理強化								
(2) 経営体制の抜本的刷新	⇒							
(3) 新しい経営トップからのメッセージの発信とコンプライアンス教育								
①新しい経営トップからのメッセージの発信	⇒							
②全社コンプライアンス研修の定期的な実施				⇒			⇒	
(4) 監査等委員会の牽制機能の発揮								
①監査等委員会規則の見直し	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②選任プロセスの見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③常勤監査等委員の設置		→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
④指名委員会の設置	2026 年 4 月に実施済み							

改善措置	2026 年							2027 年
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
(5) 内部監査機能の強化								
①内部監査室の独立性の確保	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②内部監査室の人的リソースの拡充	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③三様監査の強化			→	⇒			⇒	
(6) 経理部門の体制強化								
①経理部門の人的リソースの拡充	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②経理部門の専門性の向上	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③経理部門の権限強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
④事業部門に対する会計コンプライアンス教育の実施	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⑤国内子会社等の整理	→	→	→	→				
(7) IR 体制の強化								
①専門的な IR 人材の登用と人的リソースの拡充	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

改善措置	2026 年							2027 年
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
②重要情報の網羅的な収集と適時開示判定の厳格化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③適時開示の重要性認識のための啓蒙活動	→	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒
(8) その他の再発防止に向けた改善措置								
①実効性あるリスク・コンプライアンス委員会の運営		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②内部通報制度の確実な運用	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
業務プロセスレベルの改善措置								
(1) 各種会計処理の適正化に向けた業務の見直し								
①有償支給取引に関する業務プロセスの見直し								
i 有償支給取引に関する規程の策定	実施済み							
ii 経理部門の牽制機能の強化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
iii 専門家との連携	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②減損損失の兆候・認識・測定プロセスの見直し								

改善措置	2026 年							2027 年
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
i 減損の兆候に関する規程等の運用の徹底	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ii 事業計画に対する客観的根拠の提出の義務化	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
iii 検証プロセスの導入	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③決算時の業務プロセスの見直し								
i 決算に関するチェックリストの見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ii ダブルチェックの徹底		⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
④不良資産の適時適切な把握								
i 案件進捗・リスク共有会議の設置と運営	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
ii ネガティブ情報の即時報告義務	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
(2) 関連当事者取引の把握・管理体制の見直し								
①関連当事者取引に関する規程の策定	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②役員（執行役員含む）への教育	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

改善措置	2026 年							2027 年
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
③関連当事者取引に対する事前確認及び取締役会での承認	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
(3) グループ会社の管理体制の強化								
①重要な子会社の役員の当社役員の兼任	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②関係会社管理規程の見直し	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③連結グループモニタリング会議（仮称）の設置	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
④「海外子会社のガバナンス基準」の制定	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
⑤海外子会社経営陣の刷新と当社主導による経営者の派遣	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
(4) コンプライアンス・ガバナンス関連の規程・マニュアルの見直し								
①規程管理規程の見直し	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②規程・マニュアルの定期的な更新を行う仕組みの構築	→						⇒	
(5) 取引先に関する危機管理体制の強化								

改善措置	2026 年							2027 年
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
①新規取引における事前審査体制の強化	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
②有事における事後対応及びエスカレーション体制の強化	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
③調査及び対応プロセスの記録・文書管理の徹底	→	→	→	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

V. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

当社は、日本取引所自主規制法人より、長期間にわたり複数の不適切な情報開示が行われた結果、投資家の投資判断に深刻な影響を与える不適切な開示が行われたとして、内部管理体制等に関して改善の必要がある旨の指摘を受けております。

情報開示における不備は、株主・投資家の皆様のみならず、証券市場全体の信頼性にも影響を及ぼしかねないものであり、当社は改めて、上場会社としての社会的責任の重大さを厳粛に受け止め、情報開示の不備を生じさせたことを真摯に反省しております。

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとした関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

現在当社は、経営陣が率先し、外部有識者の助言を受けながら、再発防止策の確実な実行を進めております。今後も全社を挙げて継続的かつ実効性ある改善を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

以上